

令和8年度

治山・林道事業
設計積算資料閲覧集

[令和8年5月版]

京都府農林水産部
森の保全推進課

1 積算基準

下記図書を本府の積算基準と定め適用する。

①令和7年版 治山林道必携（積算・施工編）

【発行元：一般社団法人日本治山治水協会／日本林道協会】

(1) 「令和7年版 治山林道必携（積算・施工編）」（p.55～56※1）に記載の一般管理費等率の算定及び補正方法は、以下のとおり適用する。

※1 森林整備保全整備事業設計積算要領 第6-1-(3)ア、イ

【改正前】

ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率 (Gp)}$$

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	(注)1 一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(注) 1. 一般管理費等率算定式

$$Gp = \frac{-4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101}{100}$$

ただし、Gp：一般管理費等率（%）

Cp：工事原価（単位：円）

Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

イ 一般管理費等率の補正

前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

(ア) 前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表6-23 (略)

(イ) 契約の保証に係る補正

上記(ア)の補正值に、表6-24の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表6-24 (略)

【改正後】

ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{工事原価} \times \text{一般管理費等率 (Gp)}$$

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	(注)1 一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

(注) 1. 一般管理費等率算定式

$$Gp = -5.21826 \cdot \log(Cp) + 60.08343$$

ただし、Gp：一般管理費等率 (%)

Cp：工事原価 (単位：円)

Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

イ 一般管理費等率の補正

(ア) 前払金支出割合の相違による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

表6-23 (略)

(イ) 契約の保証に係る補正

表6-24の保証の方法ごとに定める補正値を表6-22で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(ア)の補正を行った場合は、求められた率に、表6-24の補正値を加算して得た率とする。

表6-24 (略)

(2) 「令和7年版 治山林道必携（積算・施工編）」（p.112～114※2）
 に記載の現場環境改善費の積算方法は、以下のとおり適用する。

※2 p.112～114：森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い 5(3)

【改正前】

(3) 積算方法

ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = i \cdot P i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善に要する費用

(単位：円、1,000円未満切り捨て)

i：現場環境改善費率は、表5-1による。

(単位：%、小数第3位四捨五入2位止め)

P i：対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

表5-1 現場環境改善費率

対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)	
	大都市 市街地	左記以外
直接工事費 (処分費等を除く。) ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$i = 56.6 \times P i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P i^{-0.201}$

(注) (略)

(イ) 率に計上されるものは、表5-2の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。

(ウ) 積上げ計上分（α）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

(エ)～(カ) (略)

イ 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（P i）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表5-2 実施する内容

計上費目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・用水・電力等の供給設備 ・緑化、花壇 ・ライトアップ施設 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減 (新設)
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) ・盗難防止対策 (警報機等) (新設)
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む。) ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス (交通誘導警備員待機室) ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板 (各工事 PR 看板含む。) (新設) ・見学会等の開催 (イベント等の実施含む。) ・見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等 (地域行事等の経費を含む。) ・社会貢献 (新設)

【改正後】

(3) 積算方法

ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。

$$K = i \cdot P + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善に要する費用

(単位：円、1,000円未満切り捨て)

i：現場環境改善費率は、表5-1による。

(単位：%、小数第3位四捨五入2位止め)

P：対象額(直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額)
なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

α：積上げ計上分(単位：円、1,000円未満切り捨て)

表5-1 現場環境改善費率

対象額：P	現場環境改善費率：i (%)	
	大都市 市街地	左記以外
直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	$i = 45.9 \times P^{-0.175}$	$i = 32.5 \times P^{-0.202}$

(注) (略)

(イ) 率に計上されるものは、表5-2の内容のうち原則として、計上費目(仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携)ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。

また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。

(ウ) 積上げ計上分(α)に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。

なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

また、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。

(エ)～(カ) (略)

イ 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴う現場環境改善費率iは変更される。また、積上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表5-2 実施する内容

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	(削る。) (削る。) (削る。) (削る。) ・昇降設備の充実 ・ <u>環境対策の充実</u> ・ <u>ICT設備の充実</u> ・ <u>作業負荷の低減</u>
安全関係	・工事標識・照明等安全施設の <u>充実</u> ・盗難防止対策 ・ <u>健康関連施設の充実</u> ・ <u>野生生物・害虫対策等</u>
営繕関係	・現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ・労働者宿舎の <u>充実</u> (削る。) ・現場休憩所の <u>充実(交通誘導警備員待機室を含む)</u> ・ <u>衛生設備・厚生施設の充実等</u>
地域連携	(削る。) (削る。) (削る。) (削る。) ・ <u>広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等)</u> ・見学会・ <u>イベント</u> 等の開催(<u>見学施設等設置・運営管理</u> 等含む) (削る。) (削る。) ・ <u>社会貢献</u> ・地域対策費等(地域行事等の経費を含む。) (削る。) ・ <u>現場景観向上(美装化・デザイン看板等)</u>

②令和7年版 治山林道必携(調査・測量・設計編)

【発行元：一般社団法人日本治山治水協会／日本林道協会】

③令和3年版 森林土木木製構造物施工マニュアル

【発行元：一般社団法人日本治山治水協会／日本林道協会】

④令和7年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)

【発行元：一般財団法人建設物価調査会】

(1) 「令和7年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編)」

1-3-①-2に記載の一般管理費等率の数値を以下のとおり読み替える。

【改正前】

別表第1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 \text{ (\%)}$$

【改正後】

別表第1 一般管理費等率

(1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 \text{ (\%)}$$

⑤令和7年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）

【発行元：一般財団法人建設物価調査会】

⑥令和7年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）

【発行元：一般財団法人建設物価調査会】

⑦令和7年度版 国土交通省機械設備工事積算基準

【発行元：一般財団法人建設物価調査会】

⑧設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）

令和7年度版

【発行元：一般財団法人経済調査会】

⑨土木工事標準積算参考資料 令和7年度

【発行元：京都府】

(1) 「土木工事標準積算参考資料 令和7年度」土木工事1-9-1~1-9

-2に記載の現場環境改善費の積算方法は、以下のとおり適用する。

【改正前】

対象額：P _i		現場環境改善費率：i (%)	
		大都市 (1), (2) 市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

ロ、率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。

ハ、積み上げ計上分（α）に計上するものは、（2）の「熱中症対策及び防寒対策に関する費用」及び「巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

(2) 熱中症対策及び防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策及び防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

【別表-1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化、 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献

【改正後】

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	
		大都市（1）、（2） 市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 45.9 \cdot Pi^{0.175}$	$i = 32.5 \cdot Pi^{0.205}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

ロ、率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）に1内容ずつの合計 **4**つの内容を基本とした費用である。

ハ、積上げ計上分（α）に計上するものは、（2）の「熱中症対策及び防寒対策に関する費用」及び「巨額となる **など**現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用」とする。

（2）熱中症対策及び防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策及び防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。
なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分での計上される額の **100%**を上限とする。

【別表-1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	1. 昇降設備の充実、2. 環境対策の充実、3. ICT設備の充実、4. 作業負荷の軽減
現場環境改善 （営繕関係）	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、2. 労働宿舍の充実、 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室を含む）、 4. 衛生設備・厚生施設の充実等
現場環境改善 （安全関係）	1. 工事標識・照明等安全施設の充実、2. 盗難防止対策、 3. 健康関連施設の充実、4. 野生生物・害虫対策等
地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等)、 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む)、 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む)、 4. 現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

- (2) 「土木工事標準積算参考資料 令和7年度」業務委託第6編第9章に記載の積算業務委託については、以下のとおり第3節及び第4節を新設して適用する。

第9章 積算業務委託

(目 次)

積算業務において、詳細設計の精査を行う場合は「積算業務委託A」を、
精査を行わない場合は「積算業務委託B」を選択する。

第1節 積算業務委託A 積算要領（案）	6-9-1
1-1 業務内容	6-9-1
1-2 積算基準等	6-9-3
1-3 検査及び引渡し	6-9-3
1-4 その他	6-9-3
第2節 積算業務委託A 積算基準（案）	6-9-4
2-1 適用範囲	6-9-4
2-2 業務委託料	6-9-4
2-3 業務委託料の積算	6-9-5
2-4 標準歩掛及び委託期間	6-9-6
2-5 積算例	6-9-12
2-6 特記仕様書記載例	6-9-19
第3節 積算業務委託B 試行要領	6-9-21
3-1 業務内容	6-9-23
3-2 積算基準等	6-9-23
3-3 取組の流れ	6-9-23
3-4 その他	6-9-23
3-5 特記仕様書記載例	6-9-25
第4節 積算業務委託B 積算基準	6-9-27
4-1 適用範囲	6-9-27
4-2 業務委託料	6-9-27
4-3 業務委託料の積算	6-9-28
4-4 委託期間	6-9-29
4-5 標準歩掛	6-9-30
4-6 積算例	6-9-34

3-1 業務内容

1. 業務内容

(1) 工事設計書の作成

1) 発注図面及び数量計算書（数量集計表）の作成

- ・ 詳細設計成果品等をもとに、必要な加工・追加等を行い、発注図面及び数量計算書（数量集計表）を作成する。
- ・ 数量計算書については「数量集計表様式(案)」(国土技術政策総合研究所)を用いて、工事工種体系ツリー形式で作成する。

▽数量集計表様式案

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/youshiki.htm>

▽工事工種体系ツリー

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sekisan/daikai2.htm>

2) 積算条件(根拠)資料の作成

- ・ 設計書の作成にあたり、適用する単価または歩掛の項、計算式、計算方法及び各種の基準等の採用判断根拠を整理し、積算条件資料としてまとめる。
- ・ 積算は京都府土木工事標準積算基準を適用するものとする。
なお、CAD 及び市販の基準書等の調達に係る経費は一般管理費に含まれるものとする。
- ・ 積算のために必要な諸数値（材料単価、運搬距離、仮設日数計算等）の算定を行う。
- ・ 材料単価は「土木工事単価資料-材料単価等の留意点」によるが、見積は詳細設計成果品に掲載の単価を使用する。掲載がない場合は、発注者で徴収し提供する。
- ・ 運搬距離は運搬費と運搬先での処理等に要する費用を合計した費用が最も経済的となるよう比較表を作成するものとする。
- ・ 仮設日数計算は各歩掛の日当り作業量により算出するものとする。
- ・ その他、積算するために必要な諸数値の設定は発注者と協議する。

3) 設計書の作成

- ・ 作成した数量計算書、積算条件資料をもとに京都府土木工事設計積算システムへデータの入力を行う。
- ・ 設計書は出力後に再度チェックを行う。

4) 設計書データのとりまとめ

- ・ 設計書毎に印刷可能な電子ファイル「.sek」データにとりまとめる。

(2) 照査

- ・ 業務の各区切りごとに照査技術者が業務内容及び業務実施方針の確認を行う。

(3) 打合せ

- ・ 業務の実施にあたり、着手時・成果品納入時は業務ごとに1回、中間打合せは発注工事件数に応じて1設計書の作成につき1回を標準とし、打合せを行う。
なお、打合せ回数はその他業務内容に応じて協議の上、変更できるものとする。

2. 適用工種

- ・本試行要領において適用する工種の以下の表のとおりとする。
- ・表にない工種（トンネル工等）及び特殊構造物については、別途見積による。
なお、特殊構造物とは主に可動堰、サイフォン、水道橋、箱型函渠、ため池、仮道（本線並み施工）、仮橋（本線並み施工）、索道工、橋梁修繕工事、その他これらに類する構造物とする。
- ・複数の工種に該当する場合は、適用優先順に従い1工種を決定する。

適用優先	工 種	該当工事または工種	備 考
1	道路改良	土工、法面、排水工、一般構造物、雑工等	
2	橋梁上部工 (製作及び架設)	鋼橋、コンクリート橋	
3	橋梁下部工	躯体工、基礎工	
4	橋梁上部工(製作)	鋼橋、コンクリート橋	
5	道路構造物(隧道及び橋梁を除く)	洞門、スノーシェッド、大規模な現場打ちRC構造物、歩道設置、箱型函渠	
6	舗装	舗装、街渠、舗裝修繕等	
7	橋梁上部工(架設)	鋼橋、コンクリート橋	
8	河川工事	築堤、護岸、浚渫等	
9	締切仮設工	締切仮設工	
10	河川構造物	樋門・樋管、水門(土木工事)等	
11	砂防ダム	砂防ダム	
12	電線共同溝	電線共同溝	
13	情報ボックス	情報ボックス	

- 注) 1 ポストテンション桁工、プレキャスト桁工及びPC橋片持架設工は「橋梁上部工(製作及び架設)」を計上する。
- 2 場所打ちホロースラブ橋工、ポストテンション場所打ち箱桁橋工は「橋梁上部工(製作)」のみ計上する。
- 3 鋼橋床版工事を単独で発注する場合は「橋梁上部工(架設)」のみ計上する。
- 4 共同溝工事(シールド工法は除く)は「道路構造物」を計上する。

3-2 積算基準等

- (1) 業務委託料の算定は、積算業務委託B積算基準によるものとする。
- (2) 契約書は「土木設計業務等委託契約書」によるものとする。

3-3 取組の流れ

- (1) 業務契約後、受注者は別紙1「電算帳票作成業務 IDPW」を発注者へ提出する。
- (2) 発注者は別紙1を指導検査課へ提出し、指導検査課はID及びパスワードを発注者へ発行する。発注者はID及びパスワードを別紙1により受注者へ通知する。
積算システム URL : <https://meisekinet.jp/consuledition/index.html>
- (3) 受注者は別紙1に記載のID及びパスワードを用い、積算システムにより、必要なデータの入力を行う。
- (4) 受注者は、別紙1に記載の申請期間の延伸が必要な場合、別紙1の申請内容の延長を選択し、発注者へ提出する。以降の流れは(2)と同様。
- (5) 発注者は業務完了後、完了の旨を指導検査課へ連絡する。

3-4 その他

委託期間は工種、標準所要日数、内容・規模、事務手続き期間の他、積算の基礎資料となる詳細設計の完了時期等を勘案し、適切な委託期間を算定するものとする。

3-5 特記仕様書記載例

別紙2のとおり

電算帳票作成業務 I D P W

申請書 兼 発行書

申請内容	新規 ・ 延長	
業務名	〇〇〇〇業務委託	
所属課	〇〇〇〇土木事務所〇〇〇〇課	
主任監督員	〇〇技師	
受注者	株式会社〇〇〇〇	
管理技術者	〇〇〇〇	
申請期間	発行日 ~ 令和〇年〇月〇日	

▽以下の記載は不要です。

URL接続時			
I D		P W	
システム起動時			
I D		P W	

(注1) 「延長」の場合、申請課にて発行済の I D P W を記入する

(注2) 「延長」の場合、添付ファイルは暗号化した上で送付し、パスワードは別メールで送付する

【備考】

・コンサル版明積システム利用の必須条件

※1 リモートデスクトップ接続（接続する側）が利用可能なこと。

※2 TCP 3389番ポートとの通信が可能なこと。

・リモートデスクトップ接続時の注意点

※1 「ログオンに失敗しました」と表示される場合、ユーザー名の前に『MSKCONSULY』を追記してください。

例. ユーザー名が『user01』の場合 ⇒ MSKCONSULYuser01

もしそれでも失敗する場合は、Edgeのキャッシュクリア（「Ctrl」＋「F5」）後起動URLから再度『システム起動ファイルをダウンロード』してみてください。

積算業務委託特記仕様書

業務名 ○○○○○○○○業務委託
 業務番号 ○○○○○○○○
 業務場所 ○○○○○○○○地内
 履行期間 契約日または契約日の翌日から○○日間

業務目的

本業務は、京都府が実施する土木事業の工事発注にあたり、以下の業務委託に対する工事設計書を作成することを目的とする。

1：○○○○業務委託

2：○○○○業務委託

※詳細設計業務の業務名及び業務番号を記載する。詳細設計1本の場合は番号を削除。

第1条(総則)

- 1 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(案)(令和3年3月京都府)」(以下「共通仕様書」という。)及び「京都府土木工事標準積算基準書の積算業務委託B試行要領」によるものとする。
- 2 設計変更ガイドラインの遵守
 本業務は土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン(令和6年4月)によるものとする。
<https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/documents/itakuhenkougaidorain.pdf>
- 3 情報共有システムの利用
 本業務は「業務委託情報共有システム試行要領」の対象業務であり、監督員と協議のうえ受注者がASP方式の情報共有システムを利用することを認めるものとする。
<https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/jouhoukyouyuuusystem.html>
- 4 ウィークリースタンス
 本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互の協力し取り組むものとする。
<https://www.pref.kyoto.jp/shido-gijyutsu/weeklystance.html>

第2条(管理技術者の資格要件)

本業務における管理技術者については、共通仕様書第1106条第3項に定める資格は求めない。

第3条(照査技術者)

- 1 本業務における照査技術者については、共通仕様書第1107条第2項に定める資格は求めない。
- 2 照査技術者は、各工事における業務の区切り毎に、方針、内容について照査を行う。

第4条(業務内容)

本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 工事設計書の作成
 - 1 発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成
 ※積算業務で図面及び数量総括表を求める場合に記載する。
 - 2 積算条件資料の作成
 - 3 設計書の作成
 - 4 設計書データのとりまとめ
- (2) その他
 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

第5条(使用する積算基準等)

- 1 工事費の積算は、「京都府土木工事標準積算基準」により行うものとする。
- 2 1の基準が適用できない工種等については、監督員と協議するものとする。
- 3 作成する工事設計書は以下のとおりとする。

工種	工事名	施工場所	積算延長等	積算条件等
河川構造物	〇〇線防災安全交付金工事	〇〇市〇〇	図示	監督員から指定する。

※工種欄には主たる工種を記載する。

工事名・施工場所には工事発注予定の名称を記載する。

積算延長等には積算を行う施工範囲(平面図等)を添付する。

設計書が複数ある場合は行を追加する。

第6条(貸与資料等)

貸与資料等は次のとおりとする。

- (1) 本業務の執行に必要な下記資料を貸与する。
 - 1 市販物を除く、京都府土木工事標準積算基準
 - 2 京都府土木工事設計積算システム(業務委託版)
 - 3 その他必要に応じ積算に必要な図書(市販物を除く)
 - 4 ※1~3の他に貸与資料等があれば記載する。
- (2) 受注者は、貸与された資料等について成果品作成の目的以外に複製してはならない。
なお、貸与された資料の必要が無くなった場合は、速やかに監督職員に返却すること。

第7条(打合せ等)

打合せは下記の区切りにおいて、打ち合わせを行うものとし、その結果について受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し相互に確認しなければならない。

- (1) 業務着手時
- (2) 業務の中間時 ○回
(土木工事設計積算システムへのデータ入力完了時)
- (3) 成果品納入時
※中間打合せは、1設計書の作成につき1回を標準として計上する。

第8条(成果品)

成果品の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書(第4条(1)で作成した内容) 1部
- (2) 土木工事積算システムから出力される「.sek」データ
- (3) 電子媒体(DVD-R等) 2部

第9条(その他)

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。

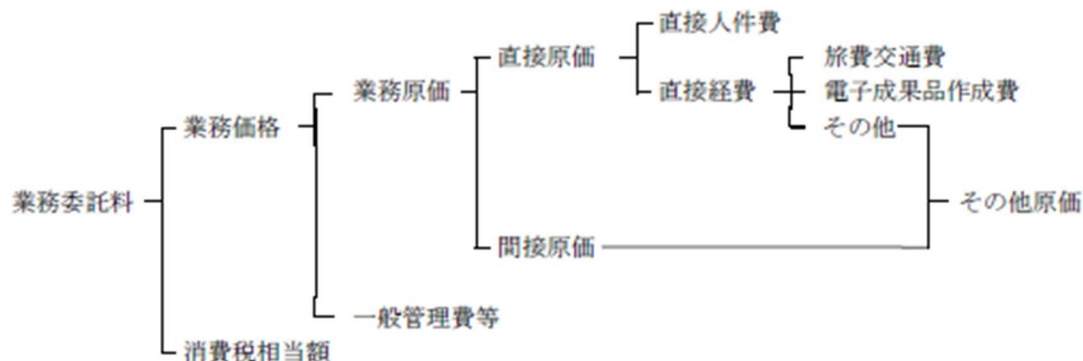
第4節 積算業務委託B積算基準

4-1 適用範囲

本積算基準は、土木事業に係る詳細設計成果品等に基づき、京都府土木工事標準積算基準を用いて、実施設計書(認可設計書を含む。)並びに災害査定積算基準を用いて、災害復旧査定設計書を作成する積算業務に適用する。

4-2 業務委託料

(1)業務委託料の構成



(2)業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次の①～③までに掲げるものとする。

① 旅費交通費

② 電子成果品作成費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

ロ その他原価

その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

(イ) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

ハ 一般管理費等

- ・業務を処理する経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。
- ・CAD 及び市販の基準書等の調達に係る経費を含む。

4-3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \\ &\quad \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とする。

ロ 直接経費

直接経費は、業務に直接必要となる経費に限り積算する。

① 旅費交通費

現地調査及び打ち合わせに必要な費用を対象とする。

「土木工事標準積算参考資料（京都府）」の積算基準の旅費交通費「土木設計業務」に準拠する。

② 電子成果品作成費

報告書（設計書データ、積算根拠等を含む）とりまとめに必要な費用を対象とする。算出方法は、「国土交通省設計業務等標準積算基準書」の土木設計業務等積算基準の電子成果品作成費「その他の設計業務」に準拠する。

ハ その他原価

その他原価は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積み上げ計上分除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税相当額

消費税相当額は業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$(\text{消費税相当額}) = (\text{業務価格}) \times (\text{消費税率})$$

(3) 諸経費率等の取扱

土木設計業務等を合併して契約する場合は、各々の諸経費率等で算出し、合計して業務価格とする。

4-4 委託期間

委託期間の算定

委託期間は以下の算定式を標準として設定するものとするが、内容・規模の他、積算の基礎資料となる詳細設計の完了時期等を勘案し、適切な委託期間を算定するものとする。また、複数の設計書を作成する場合は、設計書毎に委託期間を算出した期間を合計することを基本とする。

なお、標準歩掛は、当初設計を行う場合の歩掛とする。

▽委託期間算定式

委託期間=〔準備・とりまとめ期間(10日)+標準所要日数[※]÷(19.5日/30日)+α〕日

※標準作業日数は積算業務委託B 試行要領 3-1 業務内容 2 適用工種により決定した工種とする。また、αは業務内容に併せて設定する。

標準所要日数	(単位：日)
道路改良	40
橋梁上部工	30
橋梁下部工	28.5
道路構造物	24
舗装	22.5
河川工事	20
締切仮設工(土留め工)	18.5
河川構造物	20
砂防ダム	16.5
電線共同溝	14.5
情報ボックス	12.5

<参考>

(計算例1)

橋梁の一式工事の詳細設計成果で1設計書を作成する場合

工種は上部工

委託期間=10+30÷(19.5/30) = 56.2日 ≒ 60日

(計算例2)

河川改修の詳細設計と道路拡幅の詳細設計で2設計書を作成する場合

河川改修の工種は河川工事、道路拡幅の工種は道路改良・改良舗装

委託期間=〔10+20÷((19.5/30))〕+〔10+20÷((19.5/30))〕

=40.8+61.5=102.3 ≒ 110日

4-5 標準歩掛

1. 直接人件費は以下の表1~12の内、積算業務委託B 試行要領 3-1 業務内容 2 適用工種により決定された工種を計上するものとし、表13により打合せ費用を計上する。
2. 橋梁上部工(製作及び架設)は、表3及び表6の合計値とする。
3. 発注図面及び数量総括表の作成が不要な場合、表内の「図面・数量作成」は計上しない。

道路改良					1 設計書当り
区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			6.0	4.0	
積算資料作成			15.0		
積算書作成				5.0	
照 査	2.0				
合 計	2.0		21.0	9.0	

表 1

橋梁下部工					1 設計書当り
区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			2.5	4.5	
積算資料作成			8.0	2.0	
積算書作成				4.0	
照 査	1.0				
合 計	1.0		10.5	10.5	

表 2

橋梁上部工(製作)					1 設計書当り
区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			4.5	2.5	
積算資料作成			9.0		
積算書作成				4.0	
照 査	1.0				
合 計	1.0		13.5	6.5	

表 3

道路構造物					1 設計書当り
区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			2.0	2.0	
積算資料作成			8.0		
積算書作成				5.0	
照 査	1.0				
合 計	1.0		10.0	7.0	

表 4

舗装					1 設計書当り
区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			2.5	1.0	
積算資料作成			8.0		
積算書作成				4.0	
照 査	1.0				
合 計	1.0		10.5	5.0	

表 5

橋梁上部工（架設）

1 設計書当り

区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			2.0	3.0	
積算資料作成			8.0		
積算書作成				3.0	
照 査	1.0				
合 計	1.0		10.0	6.0	

表 6

河川工事

1 設計書当り

区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			1.5	1.0	
積算資料作成			6.0		
積算書作成				5.0	
照 査	1.0				
合 計	1.0		7.5	6.0	

表 7

締切仮設工（土留め工）

1 設計書当り

区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			1.0	2.0	
積算資料作成			6.0		
積算書作成				3.0	
照 査	1.0				
合 計	1.0		7.0	5.0	

表 8

河川構造物

1 設計書当り

区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			2.0	1.0	
積算資料作成			2.0		
積算書作成				5.0	
照 査	2.0				
合 計	2.0		4.0	6.0	

表 9

砂防ダム

1 設計書当り

区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成			1.0	1.0	
積算資料作成			3.5		
積算書作成				3.0	
照 査	2.0				
合 計	2.0		4.5	4.0	

表 10

電線共同溝					1 設計書当り
区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成				2.0	
積算資料作成			2.0		
積算書作成				3.0	
照 査	2.0				
合 計	2.0		2.0	5.0	

表 11

情報ボックス					1 設計書当り
区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
図面・数量作成				2.0	
積算資料作成			2.0		
積算書作成				3.0	
照 査	1.0				
合 計	1.0		2.0	5.0	

表 12

打合せ					1 業務当り
区 分	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備 考
業務着手時	0.5		0.5		
中間打合せ	0.5		0.5		設計書毎に1回
成果品納入時	0.5		0.5		

表 13

(注)複数の設計書を作成する業務では、設計書毎に中間打合を1回計上する。

4. 標準歩掛の補正

(1)類似設計書による補正

イ 詳細設計成果品を2設計書以上に分割して作成する場合、2本目以降の設計書について標準歩掛へ次表の補正を乗じて算定する。

なお、適用する工種区分が異なる場合は類似設計書の補正はしない。

ロ 既存設計書を2本以上に分割する場合、分割した設計書に次表の補正係数を乗じて算定する。

イ 詳細設計成果品を分割	0.8
ロ 既存設計書を分割	0.5

(2)変更設計の場合の補正

変更設計の場合は、標準歩掛に下表の補正係数を乗じて算定する。

変 更 内 容	補正係数
数量精算のみの場合	0.2
全体工事費に対し、新規工種の割合が2割未満の場合	0.4
上記以外（全体工事費に対し、新規工種の割合が2割以上の場合）	0.6

「打合せ」は着手時と成果品納入時の2回とする。

類似設計書による補正は変更設計には行わない。

なお、変更設計に使用する数量及び図面は、工事を発注した土木事務所等と受注者との間で調整・確認済みの数量（確定数量）とし、原則として積算委託業務では図面・数量作成は行わない。

(3) 修正設計補正

修正設計補正は、上記(2)を適用し、数量（設計本数）を増工する。

なお、修正設計とは積算後において事業範囲の変更、工区割・工種追加等の関係から再度、工事設計書等の修正を行う場合をいう。ただし、単に数量の一部修正等は、打合せの範囲とし補正対象とはしない。

(4) 「スライド条項」に伴う積算

スライド条項に伴う積算については、上記(2)を適用する。

4-6 積算例

積算例(1) 鋼橋(上部工(製作及び架設)、下部工、土留め工含む)の設計書(図面・数量作成を含まない) 算出例
 適用優先2位の橋梁上部工(製作及び架設)が含まれるため、工種は「橋梁上部工」の歩掛を適用。(橋梁下部工及び締切仮設工は計上しない。)

○内訳表

名称	規格(条件)	単位	数量	単価	金額	摘要
測量及び試験費(設計業務)						
直接人件費						
積算業務	橋梁上部工(製作及び架設)	設計書	1			(図面・数量作成を含まない)
打合せ	中間打合せ=1回	設計書	1			
直接経費						
旅費交通費	(率計上分)	式	1			
電子成果品作成費	(率計上分)	式	1			
報告書作成費	その他の設計業務	式	1			
直接原価						
その他原価対象額						
その他原価		式	1			直接人件費×0.35/(1-0.35)
業務原価						
一般管理費対象額						
一般管理費		式	1			一般管理費対象額×0.35/(1-0.35)
業務価格						千円止め
消費税相当額	10%					
業務委託料						

積算例(2) 道路の拡幅及び河川の護岸拡幅工事の2設計書(図面・数量作成を含む) 算出例

道路の拡幅の工種は適用優先1位の道路改良、河川の護岸拡幅の工種は8位の河川工事の歩掛を適用。

○内訳表

名称	規格(条件)	単位	数量	単価	金額	摘要
測量及び試験費(設計業務)						
直接人件費						
積算業務	道路改良	設計書	1			
積算業務	河川工事	設計書	1			
打合せ	中間打合せ=1回	設計書	2			
直接経費						
旅費交通費	(率計上分)	式	1			
電子成果品作成費	(率計上分)	式	1			
報告書作成費	その他の設計業務	式	1			
直接原価						
その他原価対象額						
その他原価		式	1			直接人件費×0.35/(1-0.35)
業務原価						
一般管理費対象額						
一般管理費		式	1			一般管理費対象額×0.35/(1-0.35)
業務価格						千円止め
消費税相当額	10%					
業務委託料						
計						-

⑩公園緑地工事標準積算基準書 令和7年度 【発行元：京都府】

⑪京都府治山林道事業における調査・測量・設計等積算基準

(令和7年3月13日改正)

【発行元：京都府】

2 単価資料

下記図書を本府の単価資料と定め適用する。

①令和7年度森林整備事業単価表（林道事業・治山事業適用単価表）

【発行元：京都府】

②土木工事単価資料 令和7年度

【発行元：京都府】

3 適用年月日

令和8年5月1日以降積算するものから適用する。